十五条の十三第四十項」を「第二十五条の十三第四十一項」に、「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同表第二十五条の十三の二第五項の項及び第二十五条の十三の三第一項の項中「第三十項」を「第三十三項」に改め、同表第二十五条の十三の六第二項の項中「の規定」を「若しくは第二十九項後段の規定」に、「第二十七項」を「第二十五項第一号若しくは第二号」に改め、同表第二十五条の十三の六第三項の項中「第二十五条の十三第三十六項」を「、同条第二十七項後段の金融商品取引業者等の営業所の長及び第二十五条の十三第三十六項」に、「第二十五条の十三の八第二十八項」を「及び第二十五条の十三の八第二十八項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号」の下に「（同条第二十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「同条第十二項第四号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に改め、同表前条第一項の項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同表前条第四項の項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同条第二十一項中「及び第三十七項から第四十一項まで」を「、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」に改める。

第二十五条の二十四第七項中「第五号」を「第四号」に改める。

第二十五条の二十四第三項中「第四十条の四第十二項」を「第四十条の四第十三項」に改める。

第二十五条の三十一第四項中「第四十条の七第十三項」を「第四十条の七第十四項」に改める。

第二十六条の七第二項中「の二」を「（同法第七十条の二第一項から第三項まで又は第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合には、前年以前五年内）の二」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「応じ」を「応じ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第十一項及び第十三項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法第四十一条の五第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する所得税法施行令第二百一条第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同令第二百四条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

第二十六条の七の二第二項中「の二以上」を「（同法第七十条の二第一項から第三項まで又は第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合には、前年以前五年内）の二以上」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第七項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法第四十一条の五の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する所得税法施行令第二百一条第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同令第二百四条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

第二十六条の二十八の三第一項から第三項までの規定中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改め、同条第六項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に、「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に、「なるその」を「なる当該適用年に」に改め、同条第八項及び第九項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第二十六条の二十八の三の次に次の一条を加える。

（特定の基準所得金額の課税の特例）

第二十六条の二十八の三の二　法第四十一条の十九第二項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の五第一項から第三項までの規定によりみなして適用する法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項若しくは第三十四条の二第一項の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定によりみなして適用する法第三十四条の二第一項の規定

三　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第三十四条の二第一項又は第三十四条の三第一項の規定によりみなして適用する法第三十三条の四第一項の規定

四　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十三条の三第四項の規定によりみなして適用する法第三十三条の四第一項の規定

2　法第四十一条の十九第三項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三条第一項、第三条の三第一項、第八条の二第一項、第八条の三第一項、第四十一条の九第一項、第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二第一項の規定とする。

3　法第四十一条の十九第三項第三号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法第百六十九条及び第百七十条の規定

二　法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項、第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二第一項の規定

4　法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法第百十一条第四項の規定の適用については、同項中「の見積額につき第三章（税額の計算）」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）に規定する基準所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項」とする。

二　所得税法第百二十条第一項の規定の適用については、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額並びに租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）に規定する基準所得金額（第三号において「基準所得金額」という。）」と、同項第三号中「課税山林所得金額につき第三章（税額の計算）」とあるのは「課税山林所得金額並びに基準所得金額につき第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項」とする。

三　所得税法第百四十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（次号において「調整前所得税額」という。）並びに同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額の合計額」と、同項第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（以下この号において「調整所得税額」という。）並びに調整基準所得金額（同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額から当該控除した純損失の金額を控除した金額をいう。）を同年分の同項に規定する基準所得税額（調整前所得税額から当該調整所得税額を控除した金額を同年分の同項に規定する基準所得税額とそれぞれみなして同項の規定を適用して計算した所得税の額の合計額」と、同条第二項中「係る所得税の額」とあるのは「係る所得税の額並びに租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額の合計額」と、「同項の」とあるのは「前項の」と、「当該所得税の額」とあるのは「当該合計額」とする。